令和３年１１月２２日課長決裁

入学通知書Ｑ&A

深谷市教育委員会　学校教育課

１　入学通知書について

Ｑ１：入学通知書が自宅に届かない。
Ａ１：入学通知書は１月中旬頃までに深谷市教育委員会から住民登録のある住所地にハガキで届きます。
　１月中旬以降になっても通知書が届かない方で、日本国籍をお持ちのお子さんの場合は、以下のような理由が考えられます。
・深谷市に住民登録がない。
・深谷市に住民登録があるが、現在住んでいるところに住民登録がない。
・１月以降に住民登録の異動をした。
　なお、通知書が届かずにお困りの方は学校教育課（℡048-572-9578）へお問い合わせください。
　また、外国籍のお子さんの場合、「就学願」の手続きをしていただいた方へ通知書を送付しております。まだ、手続きがお済みでない方はお子さんの在留カードを持って、お子さんと一緒に学校教育課（℡048-572-9578・深谷市役所３階）へお越しください。

Ｑ２：入学通知書が届いたが、記載に誤りがある。（番地、保護者氏名、対象児童・生徒氏名など）
Ａ２：登録内容の確認をいたしますので、学校教育課（℡048-572-9578）へご連絡ください。

Ｑ３：現在、深谷市に在住だが、今後転出する予定なのでどうすればよいか。
Ａ３：住民票の異動により、入学指定学校が変更されます。今後の手続きの確認のため、学校教育課（℡048-572-9578）へご連絡ください。また、転出予定先の教育委員会にも連絡していただき、入学までのスケジュールをご確認ください。

２　入学指定学校の変更について

Ｑ４：指定された通学区の学校より近い学校があり、通学路も歩きやすい道なので、指定学校変更の申立てをしたい。
Ａ４：個別に懸念される理由が児童・生徒本人にあると教育委員会が認めた場合に、指定学校の変更が認められます。「通学距離が短いから」「交通量が多く危険だから」「道が暗いから」という理由では、指定学校変更の申立てをすることはできません。

Ｑ５：現在、家を建設中（または購入、賃貸契約済等）であり、引越しが４月以降になってしまうが、年度の始めから引越し先の通学区の学校へ通いたい。
Ａ５：おおむね３か月以内の引越し（住民登録の異動）が確実であることを建物の工事（または購入、賃貸借等）契約書等で確認ができる場合、指定学校変更の申立てをすることができます。
　その場合は、建物の住所・引渡日・契約者の氏名等が確認できる契約書等の写しを添付してください。
　※土地の購入だけで指定学校変更の申立てをすることはできません。

Ｑ６：保護者が就労していて、帰宅が遅いため、放課後親戚宅で子どもを預かってもらう。親戚宅のある通学区に指定学校変更の申立てはできるか。
Ａ６：預かっていただける方から承諾書（一時預かり承諾書）が得られ、かつ勤務証明にて保護者の帰宅時間が証明できる場合には指定学校の変更が認められる場合があります。その他家庭状況の聞き取りを行いますので、必ず事前に学校教育課へご相談ください。
　※預かり先は緊急連絡先として学校へ情報提供します。
　※勤務証明書の記載内容に不備等があり確認の必要がある場合、学校教育課から勤務先へ連絡する場合があります。
　※通学に関しては、保護者様の責任で行っていただきます。

Ｑ７：幼稚園・保育園の仲のいい友達と一緒の小学校へ行きたい。指定学校変更の申立てはできるか。
Ａ７：小学校入学に際し、「仲のいい友達が行く」という理由での指定学校変更の申立てをすることはできません。

Ｑ８：中学校に入学後やりたい部活動があるが、入学指定学校にはその部活動が

ない。指定学校変更の申立てはできるか。
Ａ８：指定学校に希望部活動がなく、隣接する市内中学校（隣接する通学区に希望する部活動がない場合は一番近い通学区）に希望する部活動がある場合、指定学校変更の申立てをすることができます。
　申請には「部活動誓約書」が必要です。
　また、教育委員会は、指定学校の変更の申立てをされるお子様の意見書を現在通学されている小学校から直接取り寄せ許可を行いますので、状況によっては申立てが許可されない場合もございますので、あらかじめご承知おきください。
　まずは、現在通学している小学校にて指定学校の変更の相談をお願いいたします。

Ｑ９：すでに指定学校を変更している兄姉と同じ学校に入学をさせたい。
Ａ９：すでに兄姉が指定学校を変更している場合、**その兄姉が卒業するまでの期間については、指定学校の変更の申立てをすることができます。**
　兄姉が卒業後、個別の理由がない場合には本来の通学区の学校に通っていただきます。

Ｑ１０：私立小・中学校等に入学予定だが、手続きはどうすればよいか。
Ａ１０：私立小・中学校等に入学する場合には、深谷市教育委員会に「区域外就学届」を提出してください。
　私立小・中学校等が発行した入学通知書・入学承諾書・入学許可証等の入学することがわかる書類（合格通知書は不可）を持って、学校教育課（℡048-572-9578）までお越しいただくか、一度電話にて学校教育課にご連絡の上、区域外就学届と入学通知書等の写しを学校教育課まで送付してください。
　区域外就学届は市ホームページからダウンロードできます。
　なお、１月末までに手続きができない場合には、学校教育課（℡048-572-9578）までご連絡ください。

Ｑ１１：深谷市に住民登録がないが、深谷市内の学校に通学したい。
Ａ１１：特別な事情により、市外の教育委員会に申請し指定学校を変更することを区域外就学といいます。特別な事情がある場合は、要件を満たしているかを確認し、やむを得ないと判断された場合に承認されます。要件を満たしていても受入れ先の学校の状況により承認できない場合があります。まずは、学校教育課にご連絡ください。

【要　件】

（１）住所が深谷市内にないこと。

（２）通学方法は保護者が責任を持つこと。（自転車通学は原則認めていません。）

（３）承諾期間終了後は、住民登録地の教育委員会の指定する学校に通学することを了承していること。

（４）区域外就学の承認基準を満たすこと。（個別に事情をお伺いし、判断します。）